

「第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

※パブリックコメント実施時期 令和元年12月9日～令和2年1月7日

1	意見等の提出者数	6人
2	意見等の件数	54件
3	上記2のうち計画等の案を修正した件数	5件
4	意見等の概要及び市の考え方	

(1) 計画案を修正するもの

No.	計画(案)の頁数	意見等の概要	市の考え方等
1	p.4	<p>(第1部 計画の概要(5 計画の策定・推進))</p> <p>① 図において「子ども・子育て会議」、「子ども・子育て支援事業対策推進会議」、「子ども・支援事業対策推進委員会」、「市民」のBOXには主要なタスクを明記した方がよい。</p> <p>② 同様に各BOXに記載される構成メンバの説明は後述の参考資料に移動した方が分かりやすい。</p> <p>③ どの会議あるいは委員会が本計画を「策定」するのかが不明である。①と合わせて明確にしてください。</p> <p>④ 「子ども・子育て会議」は進捗状況の点検及び評価を行い、その結果を公表するとある。よって小樽市から「子ども・子育て会議」に提供される情報に進捗状況を追記すべきである。</p> <p>⑤ ④から「子ども・子育て会議」は市民に対して進捗状況、課題と対応状況を公表することを、矢印と説明文を使って表現すべきである。</p> <p>⑥ 「市民」の主要タスクが不明である。①と合わせて明確にしてください。</p> <p>⑦ 「子ども・子育て支援事業対策推進会議」及び「子ども・子育て支援事業対策推進委員会」の名称から「対策」を外した方がよい。「対策」は良好な状態でない事への対応に主眼が置かれた印象を与える。</p> <p>⑧ 図中の小樽市の「樽」が異体字になっているので正字に訂正してください。</p>	<p>① 「子ども・子育て会議」の主要タスクは、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき規定されているものであり、「子ども・子育て支援事業対策推進会議」、「子ども・子育て支援事業対策推進委員会」の役割につきましては、それぞれ◎にて記載しております。</p> <p>② この図において、計画策定・推進体制の全体像を示しており、構成メンバーの説明も記載したものです。</p> <p>③ 小樽市において策定の決定を行うため、図表の矢印の位置を修正します。</p> <p>④ 御意見を踏まえ、推進会議から子ども・子育て会議への矢印に「計画の進捗状況の点検・評価案の報告」と修正します。</p> <p>⑤⑥ 御意見を踏まえ、小樽市と市民の役割について追加修正します。</p> <p>⑦ いただいた御意見は、今後大きな制度改正などにより条例や要綱等を見直す際の参考とさせていただきます。</p> <p>⑧ 本市作成の資料において正字である「樽」の表記が使用可能なものについては、使用してまいりたいと考えております。</p>
2	p.17 ～ p.18	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(1 教育・保育の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価))</p> <p>① 17頁に示される数表において、平成27年度～30年度の児童定員合計(確保方策)は実入所児童数よりも多い。しかし、入所待ち児童が存在する状態となっている。この理由を分析し、評価理由がわかるよう記載すべきである。18頁に示される「全体的な児童定員は恒常的に不足」は正しくないと理解する。</p> <p>② ①に関連するが設備としての定員は確保されているが、保育士確保不十分により入所待ち児童が発生しているのであれば、保育士数に対応した実質定員数、保育士数(必要数、実績)などを示すべきである。</p> <p>③ 保育士不足の理由についても深い考察が実施されていない。賃金などの処遇改善について触れているが、この施策での十分性は示されていない。</p>	<p>① 入所待ち児童が存在する理由としましては、18ページ中段に「『3号認定子ども』(保育を必要とする3歳未満児)については、いずれの年度においても、必要な保育士数を確保できないことが主な要因となり、実入所児童数が児童定員の合計数を下回るとともに、多くの入所待ち児童が発生しています。」と記載しているとおります。また、「全体的な児童定員は恒常的に不足」と分析したのは、「2・3号認定子ども」の保育利用希望部分についてであり、17ページの表中、各年度とも破線で囲んだ数値の比較における表現でありましたが、平成28年度実績においては、児童定員が利用希望児童数を上回っておりましたので、この表現を「児童定員は、平成28年度を除き、不足」に改めます。</p> <p>② 入所児童数に対する必要保育士数については、各月・各施設ごとの児童の歳児別の入所状況のほか、各施設における歳児別のクラス編成の仕方などにより、変動するものであり、それらの詳細についてはお示しできません。</p> <p>③ 保育士不足の理由に関しては、国の調査結果などからも、処遇改善が進んでいないことが理由の一つとして示されており、計画においては具体的な取組については記載しておりませんが、今後、処遇改善に向けた、より具体的な対策を検討したいと考えております。</p>

No.	計画 (案) の頁数	意見等の概要	市の考え方等
3	p.19	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価)) (1)利用者支援事業)</p> <p>① 説明文より利用者支援専門員(基本型)を予定通り配置できたことがA評価の理由と推察する。そうであればそのように記述を見直すべきである。</p> <p>② また母子保健型の保健師を令和元年まで配置できなかったと捉えるのか、配置の必要性を摘出し、令和2年度より配置する計画を策定したと評価するのか取組の適性度がわかる表現にすべきである。</p>	<p>① 各事業の評価は年度ごとに実施しており、本計画にはそれぞれの評価結果は実績の一部として掲載しています。その上で、第一期におけるこれまでの取組状況を振り返ることで、「②第一期における取組状況」に記載のとおり評価内容としたところ です。</p> <p>② 母子保健型の利用者支援事業につきましては、令和2年度から子育て世代包括支援センターを開設することに伴い、専任の保健師を配置するものでありますので、「令和2年度から子育て世代包括支援センターにおいて」の表現を「令和2年度からの子育て世代包括支援センターの開設に伴い、」に改めます。</p>
4	p.25 ～ p.26	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価)) (12)実費徴収に係る補給給付事業)</p> <p>① 対象者を生活保護受給世帯から「所得制限あり」に拡大しているように伺える。対象者がどうあるべきなのか評価及び計画において触れてほしい。</p> <p>② 本事業の評価項目は補助申請に対する交付金の交付率なのではないか。</p> <p>③ 平成30年度までにおいて補助金の額の妥当性について評価して欲しい。</p>	<p>① お見込みのとおりです。評価の部における「③今後の課題と取組の方向性」の項については、「令和元年10月からの『幼児教育・保育の無償化』に伴い、私学助成を受ける従来型の幼稚園における給食費の助成(所得制限あり)も本事業の対象として加わり、対象世帯も拡大されますが、引き続き円滑な教育・保育の利用と子どもの健やかな成長が図られるよう、本事業を実施し、支援します。」に改めます。</p> <p>②③本事業については、生活保護受給世帯や一定の所得制限の範囲内である対象者全てに助成を行う事業であり、国の子ども・子育て支援交付金制度に基づき、児童一人当たりの補助基準額や国・都道府県・市町村の負担割合も3分の1ずつ決められております。</p>
5	p.34	<p>(第5部 事業計画(3 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策(提供体制)))</p> <p>乳児家庭全戸訪問では、イメージの連携先に児童委員や町内会が含まれていないが、対象家庭の内情や地域との関係性をも考慮した支援の必要がでてきた場合に備え、連携しておいたほうが良いと思う。</p>	<p>御意見のとおり、乳児のいる家庭が地域から孤立化しないために、医療機関や子育て関連機関とともに町内会や児童民生委員とも連携し支援に努めておりますので、イメージ図を一部修正します。</p>

(2) 計画案どおりとするもの

No.	計画(案)の頁数	意見等の概要	市の考え方等
1	p.6	(第2部 計画の考え方(2 基本方針)) 子どもを守る仕組みの充実を基本方針に加えることの理由が明確でない。この追加した方針に対応する施策は52頁に示される「子どもの貧困対策について」と理解することから、基本方針に加えることの理由は「改正子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行に対応することとすればよい。	この計画は、上位計画である「第7次小樽市総合計画」との整合性を図りながら策定したものです。総合計画の策定においても、子どもの安全安心な居場所づくり、子どもの貧困対策などによる「子どもを守る仕組み」の必要性が議論されたところであり、その経過も踏まえ、基本方針に位置付けたものであります。
2	p.7 ～ p.16	(第3部 子ども・子育ての現状と今後) いくつかの指標について数値及び説明文が記載されているが、今後について触れているのは11頁に示される将来人口のみである。本計画を策定するにあたり児童数含む人口の将来数値だけで十分なのか再検証が必要である。	この計画策定の目的の一つは、保育所・認定子ども園・幼稚園等の提供体制の確保であり、この目的を達成するための指標として、児童数を含む将来人口の数値が大きな役割を果たすものであります。児童定員確保のための指標について、ほかに何か適切な数値等がある場合には、中間見直しや次期計画策定の際に参考としていきたいと考えております。
3	p.8	(第3部 子ども・子育ての現状と今後(1 人口・世帯数の状況)) ((2)世帯数の推移) 子どものいる世帯数の削減状況のみを文面で説明している。例えば「6歳未満の子どものいる世帯」の全世帯に占める構成比は平成7年から平成27年にかけて、8.38%,7.88%,6.91%,6.12%,5.39%と減少傾向にある。このようなことも強調説明し、少数派になっている子どもを持つ家庭への市及び市民の関心を高めることの重要性を示すべきである。	この図は、第一期計画には記載していませんでしたが、6歳未満の子どものいる世帯数が20年間で40%の大幅な減少をしたことを記載することで、少子化がより一層進んでいる現状を示すために掲載したものです。
4	p.8	(第3部 子ども・子育ての現状と今後(1 人口・世帯数の状況)) ((3)世帯構成比の推移) 本資料は子どもの年齢に関係ない情報から構成され、核家族化が強調されている。本計画の対象である6歳未満の子どもの世帯構成がどのようになっているか分析し、これを示すべきである。	この図は、第一期計画には記載していませんでしたが、子ども・子育てを取り巻く世帯の現状を示すために掲載したものです。
5	p.11	(第3部 子ども・子育ての現状と今後(3 将来人口の見通し)) ① コーホート変化率法にて人口を推計しているが、小樽市の他計画が採用している国立社会保障・人口問題研究所が平成27年国勢調査の人口をもとにした推計との関係が不明なので、明確にすべきである。 ② 過去の人口動態から将来人口を推計したとあり、7頁～10頁を記述する狙いが不明である。少なくとも本計画において世帯構成、出生に関連する施策は確認できていない。	① この計画策定に当たり、5年間の教育・保育の需要量の見込みをたてるため、毎年度の人口の推計値が必要であり、「コーホート変化率法」を用いているものです。 ② 7～10ページの指標は、教育・保育の確保や子ども・子育て支援事業の実施における今後の方向性等を検討するに当たり、子ども・子育てを取り巻く現状を把握する必要があるものと考え、掲載したものです。
6	p.12	(第3部 子ども・子育ての現状と今後(4 就労状況)) 女性の年齢別労働力率の推移について、すべての女性を対象とした統計が載せられていた。子育てによる就労への影響について考察するなら、子どもがいる女性だけでまとめた統計データも掲載し、比較考察する必要があるのでは。	本データは、子どものいる女性に特化したデータとはなっておりませんが、子育て期の労働力率の把握や現状の認識を持つために、第一期計画から引き続き掲載しております。なお、本データでは平成22年に比べ労働力率は上昇しているため、児童数は減少傾向にありますが保育の需要はさほど減少しないものと考えております。
7	p.13	(第3部 子ども・子育ての現状と今後(5 教育・保育資源の状況)) ((1)保育所・幼稚園等の利用状況) 本章は現状分析を示す部位であることから、入所待ち児童が発生する理由を分析結果として示すべきである。	この項では、あくまでも現状を示したものであり、この現状を踏まえた、入所待ち児童が発生する理由についての分析内容については、18ページ中段に『3号認定子ども』(保育を必要とする3歳未満児)については、いずれの年度においても、必要な保育士数を確保できないことが主な要因となり、実入所児童数が児童定員の合計数を下回るとともに、多くの入所待ち児童が発生しています。」と記載しているとおります。

No.	計画 (案) の頁数	意見等の概要	市の考え方等
8	p.14	<p>(第3部 子ども・子育ての現状と今後(5 教育・保育資源の状況)) ((2)地区別の教育・保育施設)</p> <p>各地区の6歳未満の子ども数と施設数及び総定員の比率などにて、地区別の適正配置状況を記載すべきである。</p>	<p>御指摘をいただいた地区別の教育・保育施設の適正配置状況の分析につきましては、今後の教育・保育の確保方策を検討していく上で、重要な視点の一つであると考えますので、令和4年度の第二期計画中間年における見直しの際に検討したいと考えております。</p>
9	p.14	<p>(第3部 子ども・子育ての現状と今後(5 教育・保育資源の状況)) (地区別の教育・保育施設の詳細)</p> <p>定員に対する入所状況(入所率)及び保育士の過不足状況等を必要情報として示すべきである。但し特定組織に対する慎重に扱うべき情報なので、入所率が100%未満の施設がどの程度存在するのかが等の表現でもよい。</p>	<p>「定員に対する入所状況(入所率)及び保育士の過不足状況」につきましては、施設ごとに示した場合には、御指摘のとおり慎重に扱うべき情報であると考えております。例えば、地区別に児童数や施設数・定員合計、入所児童数・入所待ち児童数を示すことで、市内における教育・保育の確保方策の分析や今後の検討にも資するものと考えますので、令和4年度の第二期計画中間年における見直しの際に検討したいと考えております。</p>
10	p.17	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(1 教育・保育の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価))</p> <p>表の下段に記載されている「(参考)入所待ち児童数」とは、どういった定義ですか。</p>	<p>特定の保育施設への入所を希望しているが、入所決定に至っていない児童数を指しています。</p>
11	p.18	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(1 教育・保育の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価)) ((3) 今後の課題と取組の方向性)</p> <p>保育従事者の確保対策ですが、速攻性のある独自施作は、財政上難しいのなら、4月1日時点は市外在住でも施設運営者が受け入れ可能であれば、認めるべきではないか。年度当初に園児を確保することが、保育従事者の確保対策となり、分母が増えれば、途中入園出来る園児数も増えるのではないか。勿論、小樽市在住を優先して受け入れ可能な場合ですが、また、小樽市外在住であっても小樽市で働いている方も多いです。関係者の皆様に熟慮願います。</p>	<p>保育従事者の確保対策と市外在住者の入所については、別個の課題と考えております。 なお、広域入所についての考え方は、No.49に記載のとおりです。</p>
12	p.19 ～ p.26	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価))</p> <p>① 各年度の評価基準を事業目標の達成度としている説明があるが、(1)～(13)の各事業の説明においては、「事業目標」という表現はない。概ね需要量の見込みあるいは確保方策と実績の比較により評価しているように見受けられる。全体的に評価結果が理解しやすいように見直すべきである。</p> <p>② 本頁での評価に基づき、29頁以降に示される本計画を誘導するのだから、平成31年度(令和元年度)の見込み値を追加すべきである。</p>	<p>① 各評価は年度ごとに確保方策の進捗状況等や事業目標を考慮しながら実施しており、本計画にはそれぞれの評価結果は実績の一部として掲載しています。その上で、第一期計画におけるこれまでの取組状況を振り返ることで、「②第一期取組状況」に記載のとおりの評価内容としたところです。</p> <p>② 第二期計画の需要量の見込と確保方策の検討に当たっては、ニーズ調査の結果やすでに確定している平成30年度までの実績を基に設定したものです。 なお、今後の計画の進捗状況において、数値に乖離が見られた場合には、令和4年の第二期計画中間年における見直しの際に検討したいと考えております。</p>
13	p.19	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価))</p> <p>利用者支援事業について、「保護者の身近な場所で」という条件が付されているが、これの評価が無いことに疑問を感じた。</p>	<p>本事業については、子育てや保育サービスに関する幅広い相談や支援、保育サービスなどの情報を提供するために、国の要件で専門知識を有する職員を1名以上、市の窓口に配置することになっています。また、令和2年度中に「子育て世代包括支援センター」を開設しますので、より利用しやすいサービスの提供ができるものと考えております。</p>

No.	計画 (案) の頁数	意見等の概要	市の考え方等
14	p.19 ～ p.20	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価)) (2)地域子育て支援拠点事業)</p> <p>① 実績が需要量の見込み及び確保方法に達しない平成30年度のA評価は理解できない。</p> <p>② 平成30年度の実績が前年より大きく低位であり、次計画を策定するにあたり、平成31年度(令和元年度)見込みが必要である。</p> <p>③ ②から32頁に示される計画値の妥当性はない。</p>	<p>① 平成30年度の実績については、9月の地震によりイベントが中止となったことや民間保育所の園開放などが増えたことが影響し減となりましたが、事業の実施回数は前年度とほぼ同じ回数を維持しており、参加した親子や保護者同士の交流、保育士への相談の場の提供などができたことを鑑み、平成30年度の評価を行った際にA評価としたものです。</p> <p>②③ 第二期計画の需要量の見込と確保方策の検討に当たっては、ニーズ調査の結果やすでに確定している平成30年度までの実績を基に設定したものです。</p>
15	p.20	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価)) (3)妊婦健康診査事業)</p> <p>① 実績が需要量の見込み及び確保方法に達しない各年度のA評価は理解できない。</p> <p>② 一人当たりの受診回数の平均11～12回の適正度合いについて説明が必要。</p> <p>③ 令和2年度以降の受診回数の平均が11.26回で計画されている。②と同様適正さについての説明が必要。</p>	<p>① 需要量は母子健康手帳交付件数であり、健診回数は妊婦の転入・転出、早産等の影響を受けるものですが、一人当たりの受診回数で概ね指標を達成しているという判断で評価をしております。</p> <p>② 厚労省が示している望ましい基準では14回程度となっており、本市の公費負担を14回分としているところですが、妊婦の転入・転出、早産等の出産までの経過事情によって健診回数が異なってくる場合があります。また、受診の周知や勧奨の実施、医療機関の協力体制は確保できているものと考えておりますので、一人当たり受診回数の実績は概ね適正と判断しております。</p> <p>③ ②を勘案し、第一期計画の実績を基にしているものです。いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
16	p.20 ～ p.21	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価)) (4)乳児家庭全戸訪問事業)</p> <p>訪問拒否家庭が存在するが、その拒否理由は何で、対策の必要があるのか否かの考察がなされていないことが気になった。</p>	<p>訪問拒否の理由で最も多いのは、訪問支援の必要性を感じないというものであります。このような家庭への対策として、健診結果や予防接種歴から養育状況の把握を行っているところです。今後も全戸の養育状況の把握に努めるとともに、虐待防止の観点から関係機関と連携し適切な支援を行いたいと考えております。</p>
17	p.20 ～ p.21	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価)) (4)乳児家庭全戸訪問事業)</p> <p>実施率のほかに、訪問できなかった家庭の全戸養育環境等の把握を実施したためA評価と理解しました。よって本計画においても訪問できなかった家庭への対応施策を明記すべきである。</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業は、乳児のいる家庭全戸に保健師等が訪問し育児の相談に応じるとともに養育環境を把握するため、全戸に実施することを目標に取り組んでいるところであり、案のとおりいたします。</p>

No.	計画 (案) の頁数	意見等の概要	市の考え方等
18	p.21 ～ p.22	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価)) ((5)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業)</p> <p>養育支援が特に必要な家庭の把握を最初に確実に行うべき事業であると理解する。この事を評価項目として計画を見直すべきである。</p>	<p>保健所が実施している乳児家庭全戸訪問、行政や保育所・学校・医療機関などで構成する要保護児童対策地域協議会などと連携し、支援が必要な家庭の把握は確実に行ってまいります。この事業では、更に支援が必要な家庭への各種取組を行うもので、その一つであるヘルパー派遣による訪問人数を評価項目としたところであります。</p>
19	p.22	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価)) ((6)子育て短期支援事業)</p> <p>本事業は入所率で評価すべきと考えます。この視点にて評価及び計画の見直しをお願いします</p>	<p>委託している児童養護施設の多くはショートステイ専用の居室がなく、施設の空き状況に合わせて利用する形になっていること、また、他の市町村からも委託を受けているため、入所率で評価することは困難でありますので、入所可能な施設数の確保を評価項目としたものです。</p>
20	p.22	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価)) ((6)子育て短期支援事業)</p> <p>受入施設があまりにも遠く離れたところにあり、需要の有無に関わらず利用手段として選び難いという点が問題である。</p>	<p>御意見のとおり、本市には児童養護施設がないため、市外の施設に委託しており、このことは課題であると認識しています。引き続き、近隣市町村の施設との委託ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。</p>
21	p.22 ～ p.23	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価)) ((7)子育て援助活動支援事業)</p> <p>① 本事業は依頼に対する対応率で評価すべきと考えます。この視点にて評価及び計画の見直しをお願いします。</p> <p>② 確保すべき提供会員数を計画に反映すべきです。</p>	<p>① 本計画は、国の手引きに示された方法により、ニーズ調査の結果や過去の実績に基づき量の見込や確保方策を設定しております。なお、依頼に対する対応率は、ほぼ100%となっております。</p> <p>② 計画値については上記のとおりとなっており、引き続き援助希望に不足なく対応できるよう、確保すべき提供会員数を見込んだ数値としております。</p>

No.	計画(案)の頁数	意見等の概要	市の考え方等
22	p.23 ～ p.24	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価)) (8)一時預かり事業)</p> <p>① 需要量の見込みに対する需要量の実績評価が存在しないので、計画値と実績の差だけではB評価の妥当性は不明です。需要の見込み相当の需要実績が存在するのであれば、評価はCと考えます。</p> <p>② さらに「保育士確保の困難」が不調であった主要理由の説明が不十分です。</p> <p>③ 今回の評価から需要量の把握を本計画の施策として織り込むべきです。幼稚園の需要の見込みを国が示した手引きで算出している妥当性も理解できません。</p> <p>④ 本施策の不調理由としている「保育士確保の困難」については共通施策として捉えていると理解しますが、本事業計画においても触れるべきです。</p>	<p>①③「幼稚園等」における一時預かり事業については、「②第一期における取組状況」に記載のとおり、私学助成制度での「預かり保育」の人数を加味しておらず、また、新制度での事業実施へ移行した施設が見込みを下回ったことから、計画上の見込みと実績が大きく乖離することとなりました。第一期計画の評価において掲載した表には記載しておりませんが、実態としては、私学助成制度においても、一時預かりそのものに対するニーズに対応できておりますので、B評価としたところでは、</p> <p>なお、第二期計画での本事業計画では、国の手引きで示された方法を用い、本計画策定に先立ち実施したニーズから把握した需要量や各年度の児童数の見込みなどに基づき、私学助成制度での「預かり保育」の利用見込みも加味して、需要量の見込みを算出しております。</p> <p>②④ 預かり保育を担当する保育士のみならず、認可保育所や認定こども園においても保育士の確保が困難となっており、その理由については、国の調査結果などからも、処遇改善が進んでいないことが理由の一つとして示されています。計画においては具体的な分析や取組については記載しておりませんが、市といたしましても、保育士確保に向けた早急な対策は必要であると認識しており、教育・保育に係る評価における今後の課題(18ページ)で記載したところでは、</p>
23	p.23	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価))</p> <p>一時預かり事業について、幼稚園の保育士確保の困難が指摘されていたが、対応に問題なしとのことであるが、今後のためにも困難な理由の解明と対策案の考察は必要である。</p>	<p>幼稚園における一時預かり事業について、預かり保育を担当する保育士のみならず、認可保育所や認定こども園においても保育士の確保が困難となっておりますので、市といたしましても、保育士確保に向けた早急な対策は必要であると認識しており、教育・保育に係る評価における今後の課題(18ページ)で記載したところでは、</p>
24	p.24	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価)) (9)時間外保育(延長保育)事業)</p> <p>① 本施策の評価は利用希望に対する対応率であるべきと考えA評価を理解します。 ② 本計画に利用希望に対する対応率100%を追加してください。</p>	<p>①② 本事業については、各施設の利用者の保育の必要性に応じて、全ての希望者に、当該施設であらかじめ決められた通常の保育時間を超えて保育を提供する事業であり、対応率100%が前提となっている事業であります。</p>
25	p.24	<p>(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価)) (10)病児(病後児)保育事業)</p> <p>① 感染症の発症等により一時的に保育所等を利用できない病児の存在有無が不明である。実績を示すべき。</p> <p>② 病児保育施設1か所では本事業の開始とあるが、計画通りであれば評価してよいのではないか。</p> <p>③ 本計画に「送迎対応」に関する施策が抜けている。</p>	<p>① 一時的に保育所等を利用できない病児についての具体的な人数の把握はしておりませんが、感染症の流行時期には、医師による登園許可書が発行されるまで登園できない児童が少なからず発生するほか、小学校における学級閉鎖等も実態として把握しているところであり、</p> <p>② 評価内容としましては、「②第一期における取組状況」に記載のとおりです。</p> <p>③ 「③今後の課題と取組状況」(24ページ)に記載のとおり、「送迎対応」については、今後、ニーズ調査を行うことを考えており、第二期の事業計画においては、調査結果などを踏まえながら、「実施体制について検討」することとしております。</p>

No.	計画(案)の頁数	意見等の概要	市の考え方等
26	p.25	(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価)) (11)放課後児童健全育成事業) ① 一時的な児童待機数を0とする目標(評価項目)を掲げて計画すべきである。 ② 平成30年度の実績値及び平成31年度(令和元年度)の見込み値が記載されていないことから、令和2年度以降の計画値は少ないと推察する。	①②量の見込については、すでに確定している平成30年度までの実績から利用児童の学年進級率等を動かし設定しております。各学校の定員の合計である確保方策よりも下回っていることから、待機児童は発生しない見込みとなっております。
27	p.26	(第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価(2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価)) 多様な事業者の参入促進事業について、新規参入事業者が現れたら対応という受け身的内容となっているが、今後のスタッフの高齢化と人数不足で現在稼働している事業者が廃業するリスクに備え、積極的に呼び込むような行動を盛り込んだほうが安心である。	多様な事業者の参入促進事業について、第二期計画における教育・保育の需要量の見込みとしては、児童数の減少傾向を踏まえ、減少していくものと見込み、その受け皿である確保方策(定員数)は、現在の市内全体の施設規模で推移するものと想定すると、不足はないものと見込んでおります。このため、新たな事業者の参入を進めるよりも、現行の施設規模において、保育需要に対応できる保育士等の保育人材の確保に向けた対策が急務であると認識しております。
28	p.27 ～ p.28	(第5部 事業計画(2 教育・保育の需要量の見込みと確保方策(提供体制)) 保育所について「市立」と「民間」の差(区別)が不明なため、「市立」としてやるべきことが本計画に織り込まれているのかどうか判断できない。	需要量の見込みと確保方策については、「市立」と「民間」を合わせたものを計画値としています。「市立」の役割につきましては、一つには、市内の今後の保育需要や「民間」の利用定員の動向を踏まえた、市内における保育定員確保のための調整役として考えており、そうした趣旨において、「第5部 事業計画」の27ページ「(2)確保方策(提供体制)」2段目からの記載内容としたところです。
29	p.30	(第5部 事業計画(3 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策(提供体制))) (利用者支援事業について)専任の職員を1名配置という記載が多数見受けられたが、定年退職や突発的な欠員に対する円滑な業務の引継ぎの観点から、副官等の配置があったほうが良いと思う。	専任の職員の配置につきましては、主に担当する業務量を勘案しながら、国の基準に基づき、配置人員を定めており、退職等の欠員により業務引継ぎに支障が生じないよう、日頃から所属職場全体でカバーできる体制をとっております。
30	p.41	(第5部 事業計画(3 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策(提供体制))) 時間外保育を午後7時まで設定しているが、これで十分なのかと、周りの勤務状況や交通手段を思い浮かべ感じた。時間の検討もどこかで行った方が良いと思う。	第二期計画の策定に先立ち実施したニーズ調査では、希望する教育・保育の利用時間(終了時間)について、午後6時以前とする回答が最も多く、現行の各施設の開所時間は概ねニーズに見合っているものと考えております。今後も利用者のニーズを踏まえながら、実施体制について検討したいと考えております。
31	p.46 ～ p.52	(第5部 事業計画(4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策以降)) 本計画は「はじめに」などにも示されるように「子ども・子育て支援法」に基づいていると理解するが、第5部、事業計画の4以降(46頁～52頁)の施策は、第1部、計画の概要、4計画の内容(1)子ども・子育て支援制度の全体像には示されていない。これらは「はじめに」にある『安心して子どもを産み育てることのできるまち』を実現するため、小樽市が独自に盛り込んだ施策と理解して良いか。	第二期計画の策定に当たりましては、市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項等が定められている国の基本指針に基づき「市町村計画の作成に関する基本的記載事項」「市町村計画の作成に関する任意記載事項」に掲げられた事項を記載したところであります。 よって、46ページ以降の施策は、本市の独自施策ではなく、国の指針に掲げられた施策を記載したものであります。

No.	計画 (案) の頁数	意見等の概要	市の考え方等
32	p.46	<p>(第5部 事業計画(4 幼児期の学校教育・保育の一時的な提供及び推進方策))</p> <p>① 認定こども園への移行の支援については定量的な評価指標を設定すべきです。 ② 研修機会の創出については定量的な評価指標を設定すべきです。 ③ 「保育所保育児童要録」、「指導要領の抄本または写し」の引き継ぎ率100%を評価指標として設定すべきです。</p>	<p>「4 幼児期の学校教育・保育の一時的な提供及び推進方策」以降(46ページ～50ページ)のそれぞれの取組内容については、現時点では、定量的な評価指標の設定などは行わず、市としての今後の取組の方針のみを示すものであります。</p> <p>※ 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項等が定められている基本指針(子ども・子育て支援法第60条第1項に基づき内閣総理大臣が定める基本的な指針)においては、(1)幼児期の学校教育・保育と(2)地域子ども・子育て支援事業(本市計画にも掲載している13事業)に関しては、それぞれ各年度の需要量の見込み・提供体制の確保の内容等について計画で具体的に定めることとされており、それ以外の取組については、地域の実情に応じた推進方策等を記載することとされております。</p>
33	p.46 ～ p.47	<p>(第5部 事業計画(5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保))</p> <p>食費などの負担により、負担増となった家庭への支援に関する施策を目標として計上すべきです。</p>	
34	p.47	<p>(第5部 事業計画(6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保))</p> <p>相談支援ではなく希望時に利用が円滑に図られたかを評価指標として設定すべきです。</p>	
35	p.47 ～ p.49	<p>(第5部 事業計画(7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行うとの施策との連携))</p> <p>① 虐待件数あるいは虐待相談件数を評価指標として設定すべきです。 ② ひとり家族の自立支援評価指標として対象親の所得を評価指標として設定すべきです。 ③ ひとり家族のこどもに対する支援評価指標を設定すべきです。 ④ 障害児施策の充実等においては支援体制に関することのみ記載されている。障害児への効果等へ踏み込んだ成果指標を設定すべきです。</p>	
36	p.48	<p>(第5部 事業計画(7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携))</p> <p>児童虐待発生時のフローチャートに則って行うとあるが、想定外の状況に備え、フローチャートに縛られない現場の臨機応変な対応も可能にする必要があると思う。</p>	<p>児童虐待については、様々な関係機関と連携し対応を行うため、フローチャートを作成し対応を行っています。なお、緊急又は重大な事案が生じた場合において、現在も臨機応変な対応を取っております。</p>

No.	計画 (案) の頁数	意見等の概要	市の考え方等
37	p.48 ～ p.49	<p>(第5部 事業計画(7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携)) (2)ひとり親家庭の自立支援の推進)</p> <p>次の3点を取り組み課題として挙げてあります。 ・相談機能等の周知啓発 ・就業支援の充実 ・生活支援等の充実 【意見及びその理由】 児童福祉法第10条第1項では、「実施機関」(市町村の業務)として3点①必要な事情の把握②情報の提供③相談の対応、調査及び指導とこれに付随する業務となっており、その際の実施機関との連携ということが規定されています。 しかしながら、同法第22条から24条では、市及び福祉事務所を設置する町村については「助産の実施」「母子保護の実施」「保育の実施」が、都道府県とともにその実施義務付けがされており、特に、(2)ひとり親家庭の自立支援の推進については、「母子保護の実施」における大きな課題であると考え、計画の推進は「情報の提供・相談の対応」だけでなく、実施の課題として計画に記載することが必要と考えます。 なぜなら、小樽市においては、同法38条に規定する昭和17年から設置されている「母子生活支援施設」が存在しており、この施設については、同法第48条第2項において「地域の住民に対して、(略)児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行う役割を持つこと」が規定されているからです。 このため、「ひとり親家庭の自立支援の推進」の施策を行う具体的な計画として「母子生活支援施設」の活用と機能充実を追加する必要があります。</p>	<p>本市には、18歳未満の子どもと母親が、生活上の様々な事情から子どもの養育ができない場合に、一時的に、子どもと一緒に利用できる施設として「母子生活支援施設」があり、長年、ひとり親家庭の自立支援の推進の役割を果たしております。施設の活用や機能の充実などについては、いただいた御意見も踏まえ、運営法人との意見交換をしながら、あり方を検討していかねばならないものと考えております。</p>
38	p.50	<p>(第5部 事業計画(8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携))</p> <p>① 女性一般に対しての働きやすい環境づくりではなく、子育て対象の女性を対象とした個別計画の策定が必要です。少なくとも子育て対象の女性に対して発生する課題の把握などは最低限実施すべきです。</p> <p>② ワーク・ライフ・バランスに対して定量的な目標を設定すべきです。</p> <p>③ ワーク・ライフ・バランスは、啓発による企業側の理解に頼っているように感じるが、ギリギリの人数でどうにか事業を回している今の業者には酷な話であると思う。具体的にどうやるか等の研究と提案くらいはあった方が進みやすいのではと思った。</p>	<p>① いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>② 上記のとおり、「4 幼児期の学校教育・保育の一時的な提供及び推進方策」以降(46ページ～50ページ)のそれぞれの取組内容については、現時点では、定量的な評価指標の設定などは行わず、市としての今後の取組の方針のみを示すものであります。</p> <p>③ いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
39	p.51	<p>(第5部 事業計画(9 新・放課後子どもの総合プランについて))</p> <p>国全体の目標には数値目標が存在するが、小樽市の取組目標は定量的でない。見直すべきである。</p>	<p>上記のとおり、「4 幼児期の学校教育・保育の一時的な提供及び推進方策」以降(46ページ～50ページ)のそれぞれの取組内容については、現時点では、定量的な評価指標の設定などは行わず、市としての今後の取組の方針のみを示すものであります。</p>
40	p.52	<p>(第5部 事業計画(10 子どもの貧困対策について))</p> <p>奨学金制度など具体的な支援策の策定・実行件数を目標として掲げるべきである。</p>	
41	p.53	<p>(参考資料(1 小樽市子ども・子育て会議条例))</p> <p>本会議で実施すべきことが具体的でない。第8条を見直すべきではないのか。</p>	<p>会議で実施すべきことは、「子ども・子育て支援法第77条第1項」に規定されており、本市では、この法に基づき対応しているところです。</p>

(3) その他の意見

No.	計画 (案) の頁数	意見等の概要	市の考え方等
42	-	<p>(不妊治療への補助について)</p> <p>今回の計画の中で、不妊治療に対する補助はあったのでしょうか？道内でも道外でも、補助を導入している地区に家族が移り住む事例がメディアで取り上げられており、私自身、たびたび読んだことがあります。実際、旭川市から近隣の自治体に人口が移っているのも、そのような子育て支援が実を結びだしたからに他なりません。小樽市は札幌市に隣接しており、札幌市を上回る子育て支援をしない限り、年少人口、生産年齢人口の年齢帯はどんどん札幌、関東や関西の大都市に流出するだけです。他自治体の取組を徹底的に調べ、どこにも負けないぐらいの不妊治療なり、小児医療の無料化なり、子育て世代への金銭的援助なりを実施してください。財源は、高齢者への補助の削減分、職員の給与削減などから捻出するなど、実施するのが良いと思います。そうしないと、小樽市はそのうち、高齢者だけで税収も乏しく、夕張市のような財政破綻に陥ります。</p>	<p>不妊治療への補助につきましては、市独自の補助を行っていないことから計画には記載しておりません。なお、北海道の助成制度の拡充が図られていることから、北海道の制度活用の周知に努めてまいります。</p>
43	-	<p>(小児科、産婦人科の更なる充実)</p> <p>不妊治療に関連してですが、生まれた子供を安心して育てられる環境のためには、産婦人科、小児科が必ず必要になります。医局に関係がない医師の募集は継続するのは当然ですが、道内の医学部に関して言えば、最近、札幌医科大学、旭川医科大学が積極的に地域枠を入学させており、同大学の医局に半強制的に入局する学生が増加していることに着目すべきです。特に札幌医科大学は2015年度以降、地域枠学生の定員を大幅に増やしており、その学生が卒業する2021年以降、道内に残り、かつ、道内の地域医療に貢献することが義務付けられた医局所属の医師が大幅に増加するはずですが、今のうちに、札幌医科大学の産婦人科、小児科の医局と積極的に連携して、多くの若い医師が小樽の病院に来るよう行政が積極的に動くことは、必ず小樽の周産期医療、小児医療の充実につながると思います。また、札幌医科大学の医学生にも小樽を積極的にアピールして、どんどん小樽に来てもらうよう動くべきです。</p> <p>また、旭川医科大学も道内の地域医療に貢献することを義務付けられたAO入試枠の医学生、医師が近年激増しています。産婦人科、小児科で旭川医科大学の小樽市内の関連病院はありますか？行政としても増やすよう取り組むべきではないでしょうか？旭川医科大学の北海道出身の医学生の多くは札幌圏出身であり、旭川近辺より、札幌近辺で働くことを希望する医学生、若手医師も多くいると思います。旭川医大の小児科、産婦人科の関連病院に小樽の病院が増えることは、その医師や学生にとっては魅力的な就職先になると思います。</p> <p>札幌医科大学、旭川医科大学の小児科、産婦人科の医局にぜひ行政として医師がくるよう積極的に営業すべきです。医学科の地域枠を増やしましたし、専門医制度の関係で札幌医科大学、旭川医科大学の各科の所属医師が今後増えることは間違いないのですから。大学側も関連病院を増やしたいと考えているはずですが、</p>	<p>札幌医科大学医学部の産婦人科と小児科につきましては、これまで本市を含めた北後志圏域の医療体制充実のため、各町村、医療機関及び小樽市医師会と協力しながら要請を実施しているところであります。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
44	-	<p>(子育て世代の移手段の無料化、減額化)</p> <p>高齢者だけ無料なり、減額するのは明らかに不公平です。選挙に行くのが高齢者が多いから、子育て世代の支援を少なくする選択肢を継続して、若い世代がますます流出し、税収が減り、借金が増え、財政破綻になったら元も子もありません。自治体の中には、子育て世代のバスの無料化、減額化を実施している自治体もありますよ。最低限、それぐらいはやった方が良いと思います。それ以上もあるならば、調べて、どんどん実施してください。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	計画 (案) の頁数	意見等の概要	市の考え方等
45	-	<p>(教育バウチャーの実施)</p> <p>子育て世代への教育バウチャーを実施しないのでしょうか？学校などの箱物や行政機関にお金を渡すよりも、個人にお金を配分すべきです。「学校教育」と「教育」は同じではありません。子供がいる世帯に私塾、習い事など教育に関わるサービスに使える教育バウチャーを支給することは、全国の自治体でも先進的な事例となるのではないのでしょうか？イギリスでは、保育所にバウチャーを導入していると聞いたことがあります。一定の基準を満たした保育所に子供の数に応じた教育バウチャーを行政が出すようにすれば良いという意見を聞いたことがあります。教育バウチャーはぜひ小樽市が先陣を切って実施すべきです。</p>	<p>子育て世代を支援する施策は多岐にわたることから、緊急性や必要性などを総合的に勘案しながら実施しているところであり、子どもへの教育支援として、ひとり親や生活困窮世帯の中学生を対象とする学習・生活支援事業「おたる子ども未来塾」を実施しております。まずは、現在実施している学習支援事業の拡充などを検討していきたいと考えております。</p>
46	-	<p>(子供の遊べる施設の充実)</p> <p>子供の遊べる施設が旭川市と比べ、圧倒的に不足しています。旭川市には屋内でも小さい子が元気いっぱい遊ぶ「もりもりパーク」やキャンプ施設も併存している「わくわくエッグ」などがあります。一回で良いから視察してみてもどうでしょうか。小樽に行った際、旭川に比べてもそのような子供が遊べる施設が圧倒的に不足していることを実感しました。札幌市では逆に子供が多く、そのような施設に行っても子供が多くてあまり遊べないと聞いたことがあります。小樽がその子育て層に食い込むべき余地は十分にあるはずです。</p>	<p>子どもの遊べる場所の充実は、子育て世代へのアンケート調査を実施した際にも要望の大きい案件であります。いただいた御意見については、その必要性を十分に認識しているところでありますので、今後の施策として検討していかなければならないものと考えております。</p>
47	-	<p>(外国人の子育て世代への支援)</p> <p>小樽市は外国人が沢山観光で訪れる魅力ある都市です。その外国人の中で、小樽に住みたいと思う人がいるのではないのでしょうか？その他にも、仕事の関係で小樽に住む外国人も今後増えると思います。彼らの子供・子育て支援を充実する施策はないのでしょうか？彼らは日本で働き、小樽市の税収など小樽に大きく貢献する可能性を多分に持っています。外国人でも安心して子育てができる都市として世界中に発信する、それぐらいの気概をもって、外国人を含めた子育て支援の強化を行うべきです。</p>	<p>外国人を含むすべての子育て世代が「子育てしやすい」と感じていただけるよう、市の関連部署や関係機関と連携しながら様々な施策に取り組み、すべての子育て世代を支援する施策を検討していかなければならないものと認識しております。</p>
48	-	<p>(ひとり親の子育て支援やLGBT世帯などの多様な家族の在り方への補助)</p> <p>子育て支援に関するのですが、LGBTの家族に対する施策はないのでしょうか。また、ひとり親でも安心して子育てができる施策はありますか？同性パートナーシップ制度を札幌市が実施しているのに、小樽がやっていないのが理解ができません。札幌に先を越されては、小樽市に未来があるわけない。札幌市にどんどん人口が流出して、財政破綻して終わりです。札幌市にない、ひとり親支援、LGBT世帯への支援、小樽商科大学があるのだから、積極的に連携して、多様性を認め、発展する小樽市を作りたいです。</p>	<p>ひとり親世帯への子育て支援施策として、母子・父子自立支援員を配置し各種相談に対応するとともに、生活資金の貸付、ヘルパーの派遣、技能習得のための給付金制度などを実施しています。また、ひとり親世帯の中学生を対象に「おたる子ども未来塾」で学習支援や生活相談などに応じています。LGBTの家族を含めた子育て世帯の多様性への対応については、これからの課題であると認識しております。</p>
49	-	<p>広域保育の子どもの入園について、すでに在園の子どもの兄弟の申し込みをしているが、待機状態の子がいるため、保護者は預け先が無く仕事に復帰できずに困っている。広域でも兄弟は優先して入園できるようなシステムを考えられないか？銭函地域は特にこの問題が重要課題だと以前から考えられていたと思うが、積極的に検討していただきたいと願っている。地域性も考慮していただけるようお願いしたい。</p>	<p>広域保育に関しての基本的な考え方としては、市内の保育施設への入所については、利用調整に当たり、市内在住者が当然に優先されなければならないものと考えておりますので、市内在住者の入所に影響を及ぼさない範囲で、広域入所を実施しているところです。</p>